

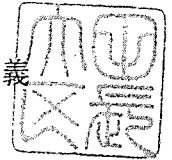


議会運営委員会
令和5年3月10日(金)
総務部 資料 1 番
所管 人権・男女平等推進課

4 総人権発第 10959 号
令和5年3月10日

大田区議会議長
鈴木隆之様

大田区長
松原忠義



人権擁護委員候補者の推薦について（依頼）

このことについて、任期満了となる人権擁護委員の後任候補者について、下記の者を推薦したいので人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めます。

記

1 候補者氏名

番号	氏名	住所	職業	生年月日	年齢	任用の別
1	ひの 春代 日野 春代					再任
2	いしがき 晴子 石垣 晴子					再任
3	すが のぶ子 須賀 のぶ子					再任
4	まちだ きょう子 町田 きょう子					再任
5	たちもと そういち 立本 そういち					再任
6	かねだ ゆきひで 金田 ゆきひで					新任
7	なめかわ 明 滑川 明					新任
8	にいくら たろう 新倉 たろう					新任

2 添付書類

候補者経歴書 各1通

人権擁護委員制度及び再任候補者活動報告

1 人権擁護委員制度

委 嘱	人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。
委員の推薦	区長が、区議会の意見を聞いて、法務大臣に推薦する。
推薦基準	1 区議会議員の選挙権を有する者 2 人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解のある者 3 年齢要件 新任：68歳以下、再任：75歳未満 上限年齢を越える場合でも、各種活動の取組姿勢などにより推薦できる。
任 期	3年
給 与	無報酬。ただし、交通費等の実費は東京法務局が支給する。
主な活動	1 区役所区民相談室での「人権・身の上相談」 2 東京法務局での「人権相談」（年3回程度） 3 東京都及び区における人権行事啓発活動 4 小中学校における人権教育（人権作文の実施など）
現行委員の状況	20名（男性6名、女性14名） 選出分野：学校教育 6名、青少年育成 2名、男女平等 2名、法律関係 5名、民生委員児童委員 3名、障害福祉・精神保健福祉 1名、保護司 1名

2 再任候補者の活動実績 （東京法務局報告令和3年度分から）

	相談 事件	侵犯事件への 関与（注）	啓発活動への 従事
再任候補者（5名）の年平均 活動実績	12.8件	0.0件	3.0回
東京都人権擁護委員会 所属委員の年平均活動実績	7.6件	0.0件	9.2回

（注）侵犯事件への関与……人権侵犯事案救済のための調査に携わったもの